

奨学生はピンチ

募集事務ができず

「現行法で支給」要望

この春、大学や高校などに入った新一年生十三万八千七百余人に支給する予定の日本育英会奨学金が、国会の育英会法改正案の審議遅れのおおりに募集事務もできず、奨学金をあてにしていた学生らから日本育英会や文部省、大学などに学費、生活費のピンチを訴える声が相次いでいる。十七日、日教組大学部や全学連などが同省に対し、現行法に基づいて支給を始めよう求める要望書を出した。

審議が足踏みしている日本育英会法改正案は、①高校、大学、短大、高専に対するこれまでの一一般貸与と特別貸与を一本化し、貸与額を増やす②大学、短大に初めて有利子貸与制度を導入し、年利三％で最長二十年間で返還する——を骨子としている。

改正案では、二年生以上は従来の制度が適用されるが、新制度による募集人員は十三万八千七百八十八人。うち二万人が有利子、残りが無利子貸与で、貸与月額は私立大の自宅三万円、自宅外四万円、国公立大の自宅二万二千元、自宅外二万八千元、大学院は修士十六万五千元、博士七万五千元などとなっている。

改正に伴う予算は四月に成立しているが、法案の方は四月施行をめざして二月下旬に国会提出されたものの、今月十一日に

文教委員会では提案理由説明が済んだだけ。「有利子制度の新設は学生、生徒に負担増を強いる」という野党側の反対のほか、対決法案となっている教員免許法改正案、健康保険法改正案をめぐる与野党対立のおおりのため、中・高校在学中に進学後の奨学金支給が内定している予約奨学生（約三万六千人）の場合、例年なら大学院生で四月、大学、短大生らで五月には支給されるものが、まだ支給の正式契約を取り交わせず、奨学金を「銭も受け取れない状態だ。さらに、進学後に募集される」「在学採用」も、ふだんの四月募集の事務手続きがいまだできず、例年の七月下旬から

八月上旬の第一回支給は不可能になっている。

従来通りの制度で奨学生の募集、支給を急ぐよう、十七日に求めた全学連などの要望書では、「地方から出てきたのに生活できない」「つなぎ学費は借金でなんとかして」といった切実な訴えや、支給時期の見直しについて問い合わせが大学に数多く寄せられている、という。

法案審議の見直しは立っていないが、事務手続きの面からいうと、夏休み前に募集を始めることができれば、選考をはじめ三カ月遅れの十月から支給できる。その場合、六月上旬までの法案成立が前提となる。同省は、「予想外の出来事。新制度を前提にして予算が成立しているので、従来の制度で支給する」といった特別措置は不可能。学生が奨学金の代わりにサラ金や学生ローンに走ることを危惧しているが、その心配は杞憂である。

利子付き改正 審議遅れ